

# 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内での土木工事等について

島本町教育委員会

島本町内において、住宅建築、よう壁、盛土、切土等あらゆる土木工事を行おうとする場合、その場所が**周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）**であるかどうかを確認する必要があります。周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は、今後の調査の進展により、その範囲、位置などを変更する場合がありますので、土木工事等を計画される際には事前にお問合せください。

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内で土木工事等を行う際には、発掘（工事）に着手しようとする60日前までに文化庁長官に届け出ることが、法律で義務づけられています（文化財保護法第93条第1項）。 工事の内容によっては、長期間の調査を要する場合も考えられますので、できる限り早めに島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課まで届け出てください。

届出は、窓口に備え付けの用紙（様式2）または、島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課や大阪府教育庁文化財保護課のホームページからダウンロードした用紙に、以下の説明を参考に記入し、必要図面等を添付したもの2部を島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課に提出してください。



## 届出書の記入上の注意

- 届出は工事の着手予定日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならないとされていますので、その日より前に余裕をもって島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課に提出してください。
- 届出者については、個人の場合は住所・氏名を、法人等の場合は法人等の名称・代表者の職・氏名・事務所の所在地を記入してください。
- ゴム印等の崩し字やデザイン文字で判読が難しいものについては、楷書で併記するようにしてください。
- 添付図面については、2ページの「添付図面について」を参照してください。

### 【別記2】について

#### 1. 所在地

- ・ 必ず地番で記入してください。

#### 2. 面積

- ・ 開発予定面積（敷地面積）で記入してください。
- ・ 建設物等の構造物の建築に係る場合は、（ ）書きで建築面積等を併記してください。
- ・ 埋設物等に係る場合は、掘削等土木工事を施す部分の合計面積で記入してください。

#### 3. 土地所有者

- ・ 発掘予定地の発掘（工事）予定地の所有者の住所及び氏名を記入してください。
- ・ 法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地を記入してください。
- ・ 国有地の場合は国を、地方公共団体の公有地の場合は地方公共団体名を記入してください。

#### 4. 遺跡の種類・名称・時代

- ・ 大阪府教育委員会発行「大阪府文化財分布図」「大阪府文化財地名表」、大阪府庁のホームページ内の「埋蔵文化財包蔵地分布図」（大阪府地図情報システム）の記載内容により記入してください。（わからない場合は、提出時に窓口でお尋ねください。）

#### 員数

- ・ 調査対象となる遺跡の数を記入してください。（わからない場合は、提出時に窓口でお尋ねください。）

#### 遺跡の現状

- ・ 工事予定地の現況を記入してください。

#### 5. 工事の目的

- ・ 別紙「調査の目的・調査の契機・工事の目的の区分について」を参照してください。

#### 工事の概要

- ・ 基礎構造の概要、掘削に関する深度・幅・延長等、構築物の形状・規模等添付図面で示す内容を可能な限り簡潔に記入してください。

#### 6. 工事主体者

- ・ 開発事業等の事業主の氏名、住所を記入してください。
- ・ 法人等の場合は法人等の名称、代表者の職・氏名、事務所の所在地を記入してください。

#### 7. 施工責任者

- ・ 開発事業等の施工者の氏名、住所を記入してください。
- ・ 法人等の場合は法人等の名称、代表者の職・氏名、事務所の所在地を記入してください。

#### 8. 着手時期

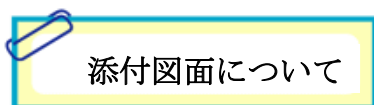
- ・ 開発事業等工事の着工の予定時期を記入してください。届出日より60日以上後となることを原則とします。

#### 9. 終了時期

- ・ 開発事業等工事の完了の予定時期を記入してください。

#### 10. 参考事項

- ・ 施工業者等の連絡先（担当者名、電話番号、住所等）を記入してください。



A4版を基本とし、位置図と工事概要がわかる図面一式となります。

- ①付近見取図 ・ 市販の市街地図・住宅地図等の分布図（1万分の1以上の精度で工事箇所が確認できるもの）
- ②工事概要図 ・ 住宅等の場合、敷地内の建築物平面配置図、建築物立面図、基礎断面図及伏図、その他浄化槽、地盤改良、地下埋設管等の断面図及び位置図が基本となります。
  - ・ 共同住宅等で大規模なものの各階の平面図は、費用負担上の面積按分等の必要が生ずる場合を除いて必要ありません。
  - ・ 地下埋設物等については、必要な措置を判断する上で可能な限りの標準断面化を図るなどのご協力をお願いします。

## 工事の目的等の区分について

近年の事業の多様化等に対応するため区分が細分化されます。

各区分については、下記を参照して記入してください。

道路	一般的な道路の建設、改良、補修等に伴うもの全て。宅地開発等に伴う街路等は、道路建設のみが分離して先行される場合に限って道路に区分し、他の造成工事等と一般的に施工される場合は当該の造成工事を含めて区分すること。 ただし、農業基盤整備事業に位置づけられる農道については、農業基盤へ区分のこと。
鉄道	一般的な鉄道の建設、改良、連続立体交差事業、駅等。
空港	空港の建設にかかる造成、滑走路等の建設、空港敷地内における各種施設の建設。
河川	河川の改修、浚渫、井堰等の建設改修等の工事、河川敷での各種施設の建設等。
港湾	護岸、埠頭、栈橋、防波堤等の港湾施設の建設改修等の工事。
ダム	各種のダムの堤体の建設、水没区域に対する必要措置。
学校	小中高等学校、大学、学校法人による学校教育施設にかかる工事、学校施設内での各種工事。
宅地造成	個別の住宅が未定の造成のみの工事、一体的に施工される区画街路等も含む。
個人住宅	申請者本人がその自らの居住を目的とする住宅、二世帯住宅等で複数の名義であっても営利目的に供される部分を持たないと判断される住宅。
分譲住宅	分譲売買を目的として建築する住宅。
共同住宅	分譲・賃貸を問わず営利を目的として建設される複数世帯による集合住宅、公営集合住宅を含む。
兼用住宅	店舗付き・事務所付き等営利目的部分を含む住宅。
その他住宅	戸建ての借家等、上記の分類以外の住宅。
工場	工業製品の製造、加工、修理等を行う施設と施設内での各種工事。
店舗	物品の販売業、飲食業等を行う施設と施設内での各種工事。
その他建物	事務所ビル、複合ビル、官公庁など、上記の分類に該当しない建築物と施設内での各種工事
土地区画整理	公共事業、組合施工等による区画整理事業、一体的に施工される区画街路等も含む。
公園造成	公園の建設及び敷地内での各種整備工事。
ゴルフ場	ゴルフコース、ゴルフ練習場及び付帯施設。
観光開発	遊園地、娯楽施設、展望施設、温泉等の観光施設。
ガス	ガス等の管理設、補修等の工事、各種施設への引き込み管。
電気	電力供給施設、管理設、補修等の工事、送電線鉄塔等。
水道	上水道に係る各種施設、管理設、補修等の工事。
下水道	下水道に係る各種施設、管理設、補修等の工事。
電話通信	電話、通信、各種メディア等に係る各種施設、管理設、補修等の工事。
農業基盤	国等による農業基盤整備事業に位置づけられる各種工事。
農業関係	その他の農業関連の工事、農業倉庫、農業用水路、開墾等。
土砂採取	土砂採取、採石等。
その他開発	上記のいずれにも該当しない開発事業。

<区分上の注意事項>

- ・個人住宅については届出者が法人名となることはできません。
- ・また、個人名であっても複数同時の届出も分譲目的と判断されますので分譲住宅等に区分願います。
- ・空港や学校など、複数の施設が集合して構成されるものについては、個別の工事内容ではなく施設全体に対しての工事目的で分類すること。(例) 学校内の下水管改修工事 → 学校

## 届出後の流れ

### 1. 調査方法の指示

発掘の届出の提出から通常4週間前後で、調査方法の指示が大阪府教育委員会より島本町教育委員会を経由して届出者に届きます。

### 2. 調査方法・日程等の協議

調査方法の指示に基づいて調査担当者は、届出者と調査の日程や方法等について協議を行います。

調査の種類については、下記のとおりです。

#### ● 発掘調査

当該土木工事等によって、埋蔵文化財への影響が考えられる場合、工事着手以前に、その範囲を発掘調査します。

#### ● 立会調査

これまでの調査成果等から、当該土木工事等では、埋蔵文化財にほとんど影響しないか、あるいは軽微であると考えられる場合については、工事による地下掘削時に立会調査を実施します。

地下掘削の1週間前までに島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課までご連絡ください。

#### ● 慎重工事

これまでの調査成果等から、当該土木工事等では、埋蔵文化財に影響しないと考えられる場合は、慎重な工事をお願いしています。

ただし、工事によって文化財が発見されたときは、速やかに島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課までご連絡ください。

### 3. 発掘調査費用(立会調査費用、含む)の負担

発掘調査は、土木工事等により貴重な遺跡が破壊され、あるいは遺物が散逸するのを未然に防止するなど埋蔵文化財保護上必要な措置であり、費用負担は、その原因者である発掘者(事業主)が負担することを原則としています。

### 4. 遺跡保存についての協議

届出者と島本町教育委員会は、調査の成果に基づいて遺跡の保存についての協議を行います。

#### 問合せ・連絡先

島本町教育委員会事務局

教育こども部 生涯学習課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話 075-962-6316 FAX 075-962-0611